

議案第7号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の広域化により、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「この町」を「大口町」に改め、「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「大口町国民健康保険運営協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 大口町が行う国民健康保険の事務

第1条見出し中「この町」を「大口町」に改め、「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「この町」を「大口町（以下「町」という。）」に改め、「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「外」を「ほか、」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 大口町国民健康保険運営協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「大口町国民健康保険運営協議会」に改める。

第3条中「外」を「ほか」に改める。

第8条、第11条及び第13条から第15条までの規定中「この町」を「町」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 <u>大口町が行う国民健康保険の事務</u> (第1条)</p> <p>第2章 <u>大口町国民健康保険運営協議会</u> (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 <u>大口町が行う国民健康保険の事務</u> (<u>大口町が行う国民健康保険の事務</u>)</p> <p>第1条 <u>大口町</u> (以下「<u>町</u>」という。) <u>が行う国民健康保険の事務</u>については、法令に定めがあるものの<u>ほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 <u>大口町国民健康保険運営協議会</u> (<u>大口町国民健康保険運営協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 <u>大口町国民健康保険運営協議会</u> (以下「<u>協議会</u>」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第3条 前条に定めるものの<u>ほか</u>、<u>協議会</u>に関して必要な事項は規則で定める。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 <u>町</u>は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(保険税の賦課)</p> <p>第11条 <u>町</u>は世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。</p> <p>第13条 <u>町</u>は偽りその他不正行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対しその徴収を免れた金額の5倍</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>この町</u>が行う国民健康保険 (第1条)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 <u>この町</u>が行う国民健康保険 (<u>この町</u>が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 <u>この町</u>が行う国民健康保険については、法令に定めがあるものの<u>外</u>この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (<u>国民健康保険運営協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u> (以下「<u>協議会</u>」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第3条 前条に定めるものの<u>外</u>、<u>協議会</u>に関して必要な事項は規則で定める。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 <u>この町</u>は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(保険税の賦課)</p> <p>第11条 <u>この町</u>は世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。</p> <p>第13条 <u>この町</u>は偽りその他不正行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対しその徴収を免れた金額の</p>

新	旧
<p>に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第14条 <u>町</u>は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 <u>町</u>は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第14条 <u>この町</u>は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 <u>この町</u>は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

平成30年4月から都道府県は市町村とともに国民健康保険の運営を行うことになり、都道府県にも運営上の重要な事項を審議するための国民健康保険運営協議会が設置されます。それにより、「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と「都道府県国民健康保険運営協議会」との区別が必要になります。また、国、都道府県及び市町村のそれぞれの責務が定められたことにより、改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険の運営における市町村の責務として、資格管理、保険料（税）の決定賦課・徴収、保険給付、保健事業等の事務を実施することを明確にするものです。（第1条関係）
- (2) 「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」として規定するために改正するものです。（第2条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。